研究テーマ再決定

6/9

エレベータ最適配置による 時間的肉体的バリアフリーの実現

現状



交通事業者 ソフト対策充実

スロープ設置基準など義務化

障がい者や高齢者らのスムーズな移動を可能にする改正バリアフリー法が4月1日に全面施行された。交通事業者にスロープ板の適切な操作などを義務付けるほか、学校と連携して「心のバリアフリー」の教育を進めるなど、ハードに加えソフト面の対策を強化する。「真の共生社会」の実現を掲げ、バリアフリー施策の充実に一貫して取り組んできた公明党の熱意が強く反映された形だ。

バリアフリー法は、鉄道やバス、施設を管理する事業者などに対して、スロープやエレベーター、障がい者用トイレの設置などを義務付けている。国土交通省によると、1日当たりの利用者が3000人以上の鉄道駅やバスターミナルでは、段差の解消が91.9%、点字ブロックの

公明党HP : https://www.komei.or.jp/komeinews/p157812/

現状

小中学校でも

一方、バリアフリー化を義務付ける建物の対象には、公立小中学校を追加する。校舎を新築する際にスロープやエレベーター、障がい者用 トイレなどの設置を義務化。既存の校舎についても、文部科学省は整備を進める方針だ。

このほか改正法には、学校における「心のバリアフリー」の教育や啓発事業を国が支援することも盛り込まれた。赤羽一嘉国交相(公明党)は、「障がいがある人への理解が深まり、支え合いの行動が増えるよう、心のバリアフリーを推進する」と語っている。

国の考える バリアフリー

= ハード面 × ソフト面



バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について [最終とりまとめ・概要]

※1:2018年度末の数値

都市公園 ▶ 園路及び広場(約97,000箇所)の約60%をバリアフリー化

<バリアフリー化率(※1) : 57%>

▶ 駐車場(約9,000箇所)の約60%をバリアフリー化

<バリアフリー化率(※1): 48%>

▶ 便所(約36,000箇所)の約45%をバリアフリー化

<バリアフリー化率(※1): 36%>

> 床面積の合計が2,000m²以上の特別特定建築物の総 ストックの約60%をバリアフリー化

建築物

<バリアフリー化率(※2): 61%>



※2:2019年度末の数値(速報値)

目標

▶ 規模の大きい概ね2ha以上の都市公園について

・園路及び広場(約9,000箇所)の約70%をバリアフリー化

<現状のバリアフリー化率(※1): 約63%>

・駐車場(約6,000箇所)の約60%をバリアフリー化

<現状のバリアフリー化率(※1): 約53%>

・便所(約9,000箇所)の約70%をバリアフリー化

<現状のバリアフリー化率(※1): 約61%>

路外駐車場

▶ 特定路外駐車場(約3,900箇所)の約70%をバリアフリー化

<バリアフリー化率(※1): 65%>

目標

▶ 特定路外駐車場(約3,900箇所)の約75%をバリアフリー化

▶ 床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物の総 ストックの約67%をバリアフリー化

> 床面積の合計が2,000m²未満の特別特定建築物等に ついても、地方公共団体における条例整備の働きか け、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー 化を促進

▶公立小学校等(※3)については、文部科学省において 目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレ ベータ―の設置等のバリアフリー化を実施する



※3: 小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程に係る ものに限る。)で公立のもの

令和2年度

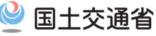
バリアフリー法改正説明会



動画3

次期バリアフリー 整備目標について





課題

現行

建築物

➤ 床面積の合計が2,000m²以上の特別特定建築物の総 ストックの約60%をバリアフリー化

<バリアフリー化率(※2): 61%>



目標

- ▶ 床面積の合計が2,000m²以上の特別特定建築物の総 ストックの約67%をバリアフリー化
- ▶ 床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進
- ▶ 公立小学校等(※3)については、文部科学省において 目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレ ベータ—の設置等のバリアフリー化を実施する



※3: 小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程に係る ものに限る。)で公立のもの

設置すればいいだけの義務



エレベータしか階層移動のできない障がい者と 階段なども利用できる健常者との

肉体的 時間的隔たり

の発生



本質的な障がい者の円滑な利用につながっていないのではないか。

研究環境

モデル

文教大学東京あだちキャンパス

仮説

障がい者(車いす利用と仮定)と健常者との 時間的(≒肉体的)隔たりの小さいエレベータ配置がある

Next Action

- ①校内ネットワークの作成
- ②エレベータ設置可能条件(場所)の明確化
- ③移動コスト算出/最小化

